

望まない受動喫煙を防止する取り組みが マナーからルールに変わります

● 4月、改正健康増進法が全面施行
平成30年7月に成立した「健康増進法の一部を改正する法律」が4月1日に全面施行されます。

これにより、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。

昨年7月から学校、病院、児童福祉施設など、行政機関の庁舎は原則

敷地内禁煙となるなど段階的に取り組みを進めてきましたが、4月1日からは、事業所(会社)、工場、ホテル・旅館、飲食店など、2人以上の利用者がいる施設は全て「原則屋内禁煙」となります。

● 問い合わせ先 健康推進課(カミリーヤ内) ☎(920)8611



多くの施設において
屋内が原則禁煙に



20歳未満の人は
喫煙エリアへ立入禁止



屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要に



喫煙室には
標識掲示が義務付けに

改正法による3つの基本的な考え方

- 1 「望まない受動喫煙」をなくす
 - 2 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮
 - 3 施設の類型・場所ごとに対策を実施
- 「受動喫煙」とは、本人がたばこを吸ってなくても、他の人が吸っているたばこや、その人が吐き出す煙を吸ってしまうことをいいます。いずれの煙にもニコチンやタールなど多くの有害物質が含まれており、それを吸い込んだ人にも影響を及ぼします。

市県民税の申告期間を変更します

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、市県民税の申告期間を変更し、3月17日(火)以降も受け付けます。(土・日曜日、祝日を除く)

ただし、所得税の確定申告は受付できませんので、4月16日(木)までにイオンモール筑紫野3階イオンホールで申告してください。

● 場所 市役所1階税務課窓口
● 問い合わせ先 税務課 市民税担当

行事などの開催情報は ホームページの確認を

感染拡大を防止するため、市が主催する行事の多くを中止しています。「広報ちくしの」に掲載している行事についても、中止になる場合があります。中止になった場合は市ホームページに掲載しますので、ご確認ください。

● 新型コロナウイルス感染症の影響による中止・延期イベント一覧(トップページ「新型コロナウイルス感染症最新情報」から確認できます)



固定資産税の納税通知書を発送します

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在、登記簿・固定資産補充課税台帳に所有者として登記・登録されている人に課税される税金です。税額は次の手順で決定します。

- ①固定資産(土地、家屋、償却資産)を評価し、価格(評価額)を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。
 - ②課税標準額×税率=税額
- ▷固定資産税=固定資産税課税標準額×1.4%
- ▷都市計画税=都市計画税課税標準額×0.3%
- ※都市計画税は都市計画事業(道路・公園整備、土地区画整理事業など)の費用にあてるための目的税です。課税対象は、市街化区域内にある土地と家屋です。

税額などを記載した納税通知書を4月上旬に納税義務者に送付します。課税明細書に資産ごとの評価額などを記載していますのでご確認ください。また、事業用の資産として使用している資産がある場合、所得の確定申告にも利用できますので大切に保管ください。

土地・家屋は、3年ごとに評価を見直す制度があり、今回は評価替えの年ではありませんが、負担調整措置などにより税額に増減が生じている場合があります。詳細は問い合わせください。

【土地の評価】
総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づき、地目別の評価方法により評価します。登記地目とその年の1月1日の現況が異なる場合は、現況の地目により評価します。

【家屋の評価】
新築や増築時に家屋調査を行い、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づき、評価額を算出します。

●家屋を建てたとき、取り壊したとき
新築・増築した場合、原則として法務局で登記しなければなりません。また、家屋を取り壊した場合には、建物の登記を抹消する必要がありますので、法務局で手続きしてください。なお、未登記家屋の新築、増築、取り壊しは、税務課への届出をお願いします。

●家屋の各種改修工事をした場合の減額措置
耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修を行った場合、家屋の翌年の固定資産税の減額措置があります。利用する場合は、改修工事終了後3カ月以内に申告が必要です。詳細は問い合わせください。

【償却資産の評価】
評価額は、毎年、提出される償却資産申告書の取得価額を基礎として、耐用年数に応じた価値の減少(減価)を考慮して算出します。
減少(減価)は、取得価額の5%までとなり、その資産を所有する限り毎年課税されます。

●問い合わせ先
税務課 固定資産税担当

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

市が課税している全ての土地または家屋の評価額などを記載した縦覧帳簿を、所有する物件に応じて見ることが出来ます。

●縦覧できる人
納税義務者本人または委任を受けた代理人

●縦覧期間
4月1日(水)～4月30日(木)、8時30分～17時

●縦覧に必要なもの

▽縦覧する人の官公署などが発行した本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)

▽代理人の場合は納税義務者からの委任状(納税義務者が法人の場合は法人の法人印を押印した委任状)
※固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧は、本人資産に関わる部分に限り常に閲覧できます。

※令和2年度の固定資産課税台帳に登録されている評価などの税の諸証明は、4月1日(水)から発行します。

●縦覧場所・問い合わせ先
税務課 固定資産税担当